

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村	1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村
1の4 略		1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第260条第1項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理 (2) 第260条第2項の規定による告示	各市町村
1の5 略		1の5 略	
略		略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除	境港市及び日野郡の町

く。)	
(1)及び(2) 略	
略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略	各市町村
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町
9の3 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 第28条第1項の規定による粉じん関係特定施設の設置の届出の受理</u> <u>(2) 第28条第3項の規定による粉じん関係特定施設の構造等の変更の届出の受理</u> <u>(3) 第29条第1項の規定による粉じん関係特定施設の届出の受理</u> <u>(4) 第31条の規定による基準適合命令等</u> <u>(5) 第32条第1項において準用する第22条の規定による氏名の変更等の届出の受理</u> <u>(6) 第32条第1項において準用する第23条第3項の規定による地位の承継の届出の受理</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 第45条の2第1項及び第2項の</u>	略

く。)	
(1)及び(2) 略	
略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略	各市町村
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略	倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町
9の3 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u>	略

規定による事故時の届出の受理 <u>(17) 第45条の2第3項の規定による 応急の措置の命令</u> <u>(18) 略</u>	
略	
18 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略	各町村
略	
24の3 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	岩美郡岩美町及び西伯郡大山町
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	略
24の5 略	
24の6 略	
24の7 略	
略	
36 土地区画整理法に基づく事務のうち、 <u>個人施行者、土地区画整理組合及び町村が施行する土地区画整理事業に</u>	各町村

<u>(10) 略</u>	
略	
18 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略	各市町村
略	
24の3 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市、米子市及び倉吉市
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可 (2) 第3条第4項の規定による市町村長への通知 (3) 第3条第6項の規定による報告の受理及び条件の付与 (4) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告 (5) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し (6) 第49条第1項の規定による立入調査等（(1)に掲げる事務に係るものに限る。） (7) 第50条の規定による報告の徴収（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡の町
24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	略
24の6 略	
24の7 略	
24の8 略	
略	
36 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	米子市、倉吉市、境港市及

係る事務で次に掲げるもの (1)～(4) 略			び各町村
37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	略	37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	略
38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和45年鳥取県条例第10号)に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	米子市	38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和45年鳥取県条例第10号)に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	米子市
39 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第38条第1項の規定による権利の設定等の承認	米子市	39 駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条の規定による路外駐車場の設置の届出及び変更の届出の受理 (2) 第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理 (3) 第13条第4項の規定による管理規程の変更の届出の受理 (4) 第14条の規定による路外駐車場の休止等の届出の受理 (5) 第18条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査 (6) 第19条の規定による是正のために必要な措置等の命令 39の2 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第5条第1項の規定による施設の建設等の許可 (2) 第6条第1項の規定による施設の移転等の命令 (3) 第6条第2項の規定による施設の移転等及び公告 (4) 第38条第1項の規定による権利の設定等の承認	米子市、 倉吉市及び境港市
40 都市計画法(昭和43年法律第100	各町村	39の3 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則(昭和42年建設省令第3号)第25条の規定による書面の交付	米子市
40 都市計画法(昭和43年法律第100		40 都市計画法(昭和43年法律第100	米子市、

<p>号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第52条の2第2項(第53条第2項、第57条の3第1項及び第65条第3項において準用する場合を含む。)の規定による国の機関との協議 (4)～(11) 略</p>		<p>号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第52条の2第2項(第57条の3第1項において準用する場合を含む。)、第53条第2項及び第65条第3項において準用する第42条第2項の規定による国の機関との協議 (4)～(11) 略</p>	<p>倉吉市、 境港市及 び各町村</p>
<p>41 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの</p>	<p>各町村</p>	<p>41 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの</p>	<p>米子市、 倉吉市、 境港市及 び各町村</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表9の項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表2の2の項、2の3の項、9の2の項、9の3の項及び24の3の項に掲げる許可等の処分その他の行為(以下「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。